

【個人情報ファイルの例】

個人情報ファイルの名称	恩給等受給者データベース
保有機関の名称	総務庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	恩給局総務課、経理課、審議課、第一課、第二課、第三課、業務課
ファイル保有目的	恩給及び国会議員の互助年金（以下「恩給等」という。）の裁定、年額改定及び統計作成に使用する。 恩給等受給権調査に使用する。 高額所得がある場合の恩給等の停止に使用する。 恩給等の支給に使用する。
ファイル記録項目	1 証書記号番号、2 氏名、3 生年月日、4 続柄、5 退職当時の階級、6 退職年月日、7 在職年数、8 実在職年、9 加算年、10 基礎在職年数、11 算出率、12 除算年、13 前証書記号番号、14 前証書廃止年月日、15 前証書廃止事由、16 給与起算初月、17 公務員の死亡年月日、18 支給局番号、19 職権改定年度、20 恩給等支給開始年月、21 恩給等支給終了年月、22 恩給等年額、23 家族加給者の氏名、24 家族加給者の員数、25 家族加給者の続柄、26 家族加給者の生年月日、27 関連併給恩給等記号番号、28 障害の程度、29 前恩給等の障害の程度、30 同順位者の員数、31 同順位者の生年月日、32 他の公的年金受給の有無、33 特別加給率、34 住所、35 支払方法、36 貯金通帳記号番号、37 源泉徴収の控除対象配偶者区分、38 扶養親族の人数、39 支給額、40 税額、41 差止事由、42 差押え額、43 充当設定年月日、44 要充当額、45 充当解除年月日、46 定期・随時区分、47 支払額、48 払渡年月日、49 過誤払事由、50 過誤払事由発生年月日、51 過誤払額、52 失権時給与金額、53 失権時給与金期間
ファイル記録範囲	年金である恩給及び国会議員の互助年金の受給者
処理情報の収集方法	本人からの恩給請求書等、郵政省からの年金恩給払済通知等
処理情報の経常的提供先	四谷税務署長、厚生省社会・援護局、郵政省貯金局、恩給等受給者の住所所在の市町村の長、国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、平和祈念事業特別基金
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	総務庁恩給局総務課 〒162 - 22 東京都新宿区若松町 19 - 1

<p>他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等</p>	<p>1 から 4 まで、13、16、18、20 から 24 まで、28 から 30 まで、34、35、39、40、42、44、47 及び 51 から 53 までの各ファイル記録項目の内容は、恩給給与規則（大正 12 年勅令第 369 号）又は恩給給与細則（昭和 28 年総理府令 67 号）の規定により、恩給証書、裁定通知書、支払通知書又は失権時給与金支給決定通知書に記載され、既に本人に交付されている。</p> <p>1 から 4 まで、16、18、20 から 22 まで、34、35、39、40、42、44、47 及び 51 から 53 までの各ファイル記録項目の内容は、国会議員互助年金法施行令（昭和 33 年政令第 143 号）又は国会議員互助年金法施行規則（昭和 33 年総理府令第 41 号）の規定により、互助年金証書、互助年金裁定通知書、支払通知書又は失権時給与金支給決定通知書に記載され、既に本人に交付されている。</p> <p>1 から 3 まで、34 及び 37 から 40 までの各ファイル記録項目の内容は、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）の規定により、公的年金等の源泉徴収票に記載され、既に本人に交付されている。</p>
---	---

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
保有機関の名称	警察庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通局運転免許課
ファイル保有目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消及び停止等運転免許事務の適正な遂行を確保する。
ファイル記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効年、8 交付年月日、9 免許年月日、10 免許の種類、11 免許の条件等、12 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日、13 事案点数、14 累積点数、15 違反名、16 違反免種・車両、17 路線名、18 事故類型、19(1) 処分年月日時 (2)手配年月日、20(1) 処分公安委員会、(2)手配公安委員会、21 処分種別、22 停止処分日数、23 停止処分短縮日数、24 事案名、25 違反者講習済年月日、26 運転練習の方法、27 取消処分日数、28 住所変更年月日、29 再交付年月日、30 最終違反年月日、31 最終事故年月日、32 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、33 初心期間終了年月日、34 初心講習済年月日、35 再試験合格年月日、36 取消処分者講習受講年月日、37 初心取消年月日
ファイル記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・現に運転免許を受けている者 ・運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのない者は3年間、違反行為等をした者は8年間、拒否又は6ヶ月以上の運転禁止処分を受けた者は永久。 ・被取消処分者は永久、ただし、申請により運転免許の取消を受けた者で、違反行為等をしたことのない者は5年間、違反行為等をした者は8年間、拒否又は6ヶ月以上の運転禁止処分を受けた者は永久。 ・死亡により運転免許が取消された者で、違反行為等をしたことのない者3年間、違反行為等をした者は8年間。 ・現に運転免許を受けている者、死亡により運転免許が取消された者以外の者は、その運転免許に係る者の年齢が100歳になるまで。 ・無免許運転違反をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をした者は8年、

	拒否又は6ヶ月以上の運転禁止処分を受けた者は永久。
処理情報の収集方法	都道府県公安委員会からの報告
処理情報の経常的提供先	都道府県公安委員会
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	警察庁情報通信局情報管理課 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類本人への交付等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1、2、4から11まで、28及び29の各ファイル記録項目の内容は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条、第93条及び第94条並びに同法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第19条第1項により運転免許証に記載され、既に本人に交付されている。 ・ 12（事案を除く。）から15まで、18、30、31及び32の各ファイル記録項目の内容は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第2号、第3号及び同法施行規則（昭和50年総理府令第53号）第9条及び第10条により、これらを記載した書面の交付を請求することができる。 ・ 19(1)（処分時を除く。）、20(1)、21から24まで及び27の各ファイル記録項目の内容は、道路交通法施行規則第18条の3、第30条、第30条の2、第31条の4、第37条の2又は第37条の4により各種通知書に記載され、既に本人に交付されている。